

学校における再登校支援について

―校内における別室登校の在り方の一考察―

1 問題意識と研究目的

文部科学省の「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」（2009）によると、不登校の問題が教育の課題として認識されて以来、行政や学校は、スクールカウンセラーの配置や学校全体の指導体制の充実等、さまざまな取組を行ってきた。その結果不登校の児童生徒の数は減少し、全児童生徒に占める割合も低下するなど、一定の成果を上げてきた¹⁾。文部科学省の「平成 20 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（2009）によると平成 20 年度の不登校の児童生徒数は、小・中学校合わせて全国で 126,805 人で、前年度に比べ約 2,500 人減少しており、千人あたりの児童生徒数も前年の 12.0 人から 11.8 人になっている。兵庫県においては、小・中学校合わせて 5,195 人であり、千人あたりの児童生徒数は 10.7 人で、全国平均をやや下回っている²⁾。しかし、全国的に依然として不登校の実態は深刻な事態にあると考えられる。

また、兵庫県は「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」において、小・中学校児童生徒の不登校についての具体的な目標を、「指導の結果再登校できるようになった割合を全国平均以上」としている³⁾。

不登校の児童生徒支援施設である教育委員会の設置する教育支援センター（適応指導教室は、平成 16 年度より、「教育支援センター」と名前が変更されている）は、学校が連携する関係機関のひとつとして挙げられるが、不登校の児童生徒の居場所として、あるいは支援の場所として、今後、ますます大きな役割を果たすことが求められている。

また、教育支援センターとは別に、不登校の児童生徒を支援するための別室を校内に設置し、再登校に向けた身近な準備場所として、不登校の児童生徒の「居場所」を設置する取組を行っている学校もある。これは、別室が校内にあり、教員が児童生徒に関わることにより、教員と児童生徒との距離を縮め、教室への復帰を容易にする環境をつくる取組である。

文部科学省は「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」（2003）において、「特に効果のあった学校の措置」として、「保健室登校等特別の場所に登校させて指導にあたった」を挙げている。そして、保健室や相談室などは、不登校の児童生徒の「居場所」として果たす役割は大きいとし、学校内における「居場所」を充実させる必要があるとしている⁴⁾。

そこで、本研究は、学校における再登校支援において、別室登校の実態を文献により探り、効果的な別室登校の在り方について考察する。

2 不登校の現状

文部科学省が発表した「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、平成 15 年度の調査項目の一つである、「不登校状態が継続している理由」（不登校の態様・タイプ）については、「複合（複合的な理由によりいずれの理由が主であるか決めがたい）」が 27.8%、「不安など情緒的混乱」が 26.8%、「無気力」が 19.9%、「遊び・非行」が 9.3%、「学校生活上の影響」が 6.4%、「意図的な拒否」が 4.5%となっている。平成 14 年度から平成 15 年度への推移を見ると「複合」の割合が伸びており、不登校の要因・背景の複合化や多様化がうかがわれる。また、小・中学校別に見ると、小学校においては「遊び・非行」型の占める割合が最も少ないのに対して、中学校においてはその割合が高くなっている。不登校となった直接のきっかけについては、「学校生活に起因するもの」が 35.9%、「本人の問題に起因するもの」が 34.9%、「家庭生活に起因するもの」が 19.2%となっている。これを小・中学校別に見ると、小学校においては「本人の問題に起因するもの」のほか、「家庭生活に起因するもの」の割合が高い。中学校においては「学校生活に起因するもの」の割合が最も高く、「本人の問題に起因するもの」が続く。また、個別の事項について、中学校では「学校生活に起因するもの」のうち、「学業の不振」や「友人関係をめぐる問題」の割合が高くなっている^{5) 6)}。

3 再登校支援としての別室登校の在り方

(1) 別室登校の在り方

ア 不登校の児童生徒の居場所づくり

不登校の児童生徒の居場所として、相談室や保健室がある。相談室は相談者にとって「ひと休みする場所」である。集団への適応に支援が必要な児童生徒にとってひと休みできる場所があれば、教室への復帰の思いが高まるかもしれない。相談室で児童生徒にかかわる教員は、この中では「評価」や「指導」をせずに、「受容」、「共感」する存在であることが望まれる。第三者の入室を制限することも可能であるため、児童生徒だけでなく、教員にとっても「(特)別室」となり、落ち着いて目の前の児童生徒とかかわることができる。教員は、専門的なカウンセリングを学んでいなくても、そこは守られた空間であるので、カウンセリングの基本的態度を出しやすい場となる可能性を持っている。つまり、別室は、子どもにとって「安心して自分らしさをみせることのできる場所」になることができる。相談担当者も率直な自己開示を行うことができ、児童生徒も安心感をもって「正直な自分」を出すことができる。

イ 教室への復帰への架け橋

学級担任やスクールカウンセラーが中心的に別室で児童生徒にかかわったとしても、授業やそれ以外の場面では学年の各教員の支援がさらに必要になってくる。児童生徒が必要とする援助を確認・検討し、その対応について共通理解するためには、連絡調整のための会議が不可欠となってくる。会議が持てない時、児童生徒が必要とする援助や状態をメモにして学級担任に渡すなど、情報を共有し、支援の手立てを全員で検討することは、全ての教員がかかわること(直接的、間接的の違いはあるが)の大切さを確認するよい機会でもある。

また、支援を行うにあたってはコーディネーターの存在も忘れてはならない。コーディネーターの重要な役割の一つは、児童生徒が必要とする援助を具体的な支援に結びつけることである。また、保護者との関係づくりや学級担任の支援、専門機関との連絡調整なども大切な役割である。まず、児童生徒が必要とする援助から「どの教科なら」「どの教室(場所)なら」「どの教員なら」といった対象を検討し、どの方面からアプローチすればよいかを検討していくことが必要である。幸いにして、中学校では、一人の生徒に対して少なくとも各教科で各担当があり、それぞれが生徒にかかわることが可能である。そのうち「関わりの多い教員から」「得意な教科から」といった手だての模索を調整役としてのコーディネーターが行えばよい。これらを学級担任が全て自分で行うとなると、大きな負担となる。

では、校内ではどのような教員が調整役として適任なのだろうか。各学校の特別支援コーディネーターや教育相談担当の教員と連携をとりながら、別室登校の個々の児童生徒に対する対応や支援の多様性を考えると各学年を中心に対応するのが有効な方法の一つだと思われる。そのため、学年主任や不登校生徒指導担当が調整役としてふさわしいと考えられる。

また、同じ学級の仲間存在も大切である。教室に足が向かうようになると、教室にキーパーソンとなる児童生徒が必要となってくる。そばにいて支えてくれる仲間存在は不可欠であり、教室に行っても、教員以外に「寄り添ってくれる存在」がいることは安心感につながるはずである。

ウ 別室運営には、全職員の理解と協力が不可欠

学級担任中心の対応では、学級担任ひとりへの負担過重、学級担任による対応の違い、対応が適切さを欠いた場合の気付きの遅れ、授業時間中に対応できないことなどのデメリットが挙げられる。

また、学年の教員中心の対応では、当該の学年教員への負担過重、対応に不適切な面があった場合に他の学年の教員が気付きにくい、学年による対応の違いが著しい場合に相互に批判的になりやすいことなどが心配な点といえる。学年や学校で抱え込まずに、学級担任をはじめとする全職員の理解と協力が不可欠である。

(2) 別室の設置上の留意点

ア 別室での人間関係づくり

教員が別室登校の児童生徒にかかわるとき、学習指導だけにならず、雑談したり一緒に遊ぶなどして別室登校児童生徒との人間関係づくりに努めることは、教室への復帰に向けた取組を進める上で欠かせないことである。また、別室に自分たちを理解してくれる教員がいると思えるような環境をつくることではじめて、別室登校の児童生徒は、素直な、ありのままの自分を表現できるようになり、教員と別室登校の児童生徒との間に人間関係が築かれる。

イ 教室への復帰へのつなぎ手の存在

仲のよい児童生徒に、別室登校の児童生徒を教室につないでいく、つなぎ手になってもらうことで、別室登校の児童生徒はその児童生徒を介して学級に戻るきっかけをつかみやすくなると考えられる。しかし、仲のよい児童生徒が一人もいない場合は、教員が同席して、別室登校の児童生徒と人間関係が築ける児童生徒と顔を合わせる方法も考えられる。学級の児童生徒と一緒にいる機会を重ねることで、少しずつ緊張や不安が和らぎ、この児童生徒と一緒にいたら安心して過ごせそうだという気持ちをもてるようになってくると考えられる。

ウ 学級の受入態勢

学級の受入態勢ができていない場合は、別室登校の児童生徒にとって、教室が安心して過ごせる場所と感じられないため、教室への復帰に向けての取組を進めることは困難になる。そのため、教員は別室登校の児童生徒がいつ教室に来ても気持ちよく自分の席に着けるように準備しておくこと、学級の中に別室登校の児童生徒を理解し、温かく受け入れられる環境を整えておくことが大切である。

エ 全職員の共通理解

別室登校の児童生徒の実態を理解し、現在行っているかかわり方などについて、共通した実践を行う上で、全職員の理解と協力が必要である。

オ スモールステップの目標設定

例えば、まず朝のSHRと掃除時間に教室に行くという目標を立てる。その目標が達成できたら、帰りのSHRにも参加するという目標を追加し、さらに、その目標が達成できたら、昼食を教室で食べる、得意な教科の授業を受けるといように、徐々に実践可能なことを増やしていく。さらに、別室登校の児童生徒が目標や課題にチャレンジした後、児童生徒と一緒に振り返り、目標の再設定や修正を丁寧に行っていくことが大切である。

カ 環境調整

教員が別室登校の児童生徒との信頼関係を築くことができれば、別室登校の児童生徒ができそうなことについて、可能な取組を本人と一緒に考えてみたり、どのような環境調整をすればできそうな気持ちをもっと高まるのかを本人と一緒に考えることも大切なことの一つである。これにより、別室登校の児童生徒の挑戦してみようとする気持ちが芽生えてくる。学校では「やれるかどうか」を「できる」か「できない」か、つまり10か0かで尋ねている場合もあると思われる。「やれそうな気持ち」と「やれそうにない気持ち」の心の内を10か0かではなく、丁寧に聴いていくことは、児童生徒理解と支援に有効な手立てとなる。また、必要に応じてロールプレイを行うなどして、本人のできそうな気持ちを高めることも必要である。自分がどのようにして教室に入り、どの席に座って、どのように学習活動し、教室を出るときにはどうするかなどのイメージができると、本人のやれそうな気持ちが一層高まり、行動に移すことがより可能になってくる。

キ 別室の設置及び整備

文部省が発行する生徒指導資料11集「生徒指導の推進体制に関する諸問題 中学校編」(1975)には、相談室を整備する条件と留意点として大切にすべき事柄が的確に示されている⁷⁾。

- ① 最小限2名の人間がゆったりとした気持ちで話し合える広さが必要である。
- ② 教育相談室は、なるべく静かな落ち着いた場所に設置することが望まれる。
- ③ 気兼ねなく相談室に出入りできるように、その出入りを他の児童生徒に見られる心配のないこと、外部か

ら覗き見されないようカーテンをかけたたりするなど配慮することが大切である。

④ 職員室からなるべく近い場所にあることが望まれる。

⑤ 部屋の内部は、明るい、親しみやすい雰囲気にするのが大切である。

⑥ 話し合いのために必要なテーブルと椅子は必要である。それらの規格も考慮し、なるべく椅子は教員用も児童生徒用も同じものにもすることも必要な配慮である。また、面接の場合、正面から向かい合って座るよりも、斜めや直角に座るほうが、児童生徒に威圧感を与えることが少なくなるので、このような配慮も必要である。

また、ソファがあれば二人並んで腰をかけられるので、なるべく用意したい。

⑦ 温かみのあるやわらかい雰囲気を作るために、窓のカーテン、花びん、額、壁の色などは落ち着いたものを選ぶようにするとよい。

上記①から⑦は、今から約 35 年前に文部省が発行した資料である、現在では、校舎の改築や整備が進み、またコンピューターの普及が進んだので、必要に応じてその他の設備や備品を付け加えることも考えられる。

注)

- 1) 文部科学省 「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」, 2009, 4
- 2) 文部科学省 「平成 20 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」, 2009
- 3) 兵庫県 「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」, 2009, 6
- 4) 文部科学省 「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」, 2003, 4
- 5) 文部科学省 「平成 14 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」, 2002
- 6) 文部科学省 「平成 15 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」, 2003
- 7) 文部省 「生徒指導の推進体制に関する諸問題 中学校編」, 生徒指導資料 11 集, 1975

謝 辞

学校現場においてさまざまな問題意識を抱きながら、この兵庫県立教育研修所に着任してから、早くも1年間が過ぎました。

教育行政機関のことを全く知らず、右も左も分からなかった私にとって、この経験は大変素晴らしい経験になりました。素晴らしい多くの人との出会いがあり、たくさんの方々に支えられたことに大変感謝いたします。

この1年間、兵庫県立教育研修所の藤井雅英所長、石井守管理部長兼研修企画課長、門脇千里教務部長、山田潔義務教育研修課長をはじめ研修所の皆様には大変お世話になりました。また、心の教育総合センターの富永良喜所長、古川雅文主任研究員、黒河内雅典指導主事、竹原一典指導主事の皆様には、心の教育についての専門的なご指導をいただきました。日々の研修の中でも、示唆に富むご指導やご助言のおかげで、まさに日々日常が「学び」であることを実感した1年間でした。

最後になりましたが、この貴重な長期研修の機会を与えてくださいました兵庫県教育委員会、播磨東教育事務所、明石市教育委員会、並びに、この研修を勧めていただき1年間にわたって励ましてくださいました明石市立高丘中学校澤井一夫前校長、柴田慶一校長、寺岡錠平教頭に心よりお礼申し上げます。

(明石市立高丘中学校 教諭)
兵庫県立教育研修所
不登校対策推進研修員
寺崎 繁